

石巻市道路占用料条例 新旧対照表  
[令和8年4月1日改正]

改 正			現 行				
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570	第1種電柱	1本につき1年	480	
	第2種電柱		880	第2種電柱		730	
	第3種電柱		1,200	第3種電柱		990	
	第1種電話柱		510	第1種電話柱		430	
	第2種電話柱		820	第2種電話柱		680	
	第3種電話柱		1,100	第3種電話柱		940	
	その他の柱類		51	その他の柱類		43	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	5	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4	
	地下に設ける電線その他の線類		3	地下に設ける電線その他の線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420	
	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	310	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	260	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430	郵便差出箱及び信書便差出箱		360	
	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	900	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	870	
	その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	1,000	その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	850	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	22	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	18	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		31	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		26	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		46	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		38	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		61	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		51	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		92	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		77	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		120	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		100	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		220	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		180	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		310	外径が0.7m以上1m未満のもの		260	
	外径が1m以上のもの		610	外径が1m以上のもの		510	
道路法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	3	(新設)		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		10			
		その他のもの	長さ1mにつき1年	820			
			1本につき1年	510			
			占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	310			
	その他のもの			1,000			

**石巻市道路占用料条例 新旧対照表**  
[令和8年4月1日改正]

改 正				現 行				
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料	
る道 路 設 法 第 3 2 条 第 1 項 第 5 号 に 掲 げ	地下街及び地下室	階数が1のもの			道路法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		850	
		階数が2のもの			る道 路 設 法 第 3 2 条 第 1 項 第 5 号 に 掲 げ	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額
		階数が3以上のもの				階数が2のもの	AIに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路					階数が3以上のもの	AIに0.007を乗じて得た額	
	地下に設ける通路				上空に設ける通路		430	
	その他のもの				地下に設ける通路		260	
			1,000		その他のもの		850	
	げ 第 2 道 る 6 条路 施 号 第 法 設 に 1 第 掲 項 3	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1日	9	げ 第 2 道 る 6 条路 施 号 第 法 設 に 1 第 掲 項 3	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1日	9
		その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1月	90		その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1月	87
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m <sup>2</sup> につき1月	90	道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	表示面積1m <sup>2</sup> につき1月	87
		その他のもの	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	900		その他のもの	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	870
	標識		1本につき1年	820	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	90		その他のもの	1本につき1月	87
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1日	9	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1日	9
		その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1月	90		その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		450		その他のもの		430
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			1,000	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			850	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設				道路法施行令第7条第3号に掲げる施設				
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			87	
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85	
道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるものの			道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		AIに0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの				上空に設けるもの		AIに0.018を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの			階数が1のもの		AIに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			階数が2のもの		AIに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			階数が3以上のもの		AIに0.008を乗じて得た額	
	その他のもの				その他のもの		AIに0.026を乗じて得た額	
る 9 令 道 施 号 第 路 設 に 7 法 掲 条 施 げ 第 行	建築物				建築物		AIに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの				その他のもの		AIに0.015を乗じて得た額	
	車びげ 1 令 道 場 自 る 0 第 路 動 施 号 7 法 車 設 に 条 旅 駐 及 揭 第 行				車びげ 1 令 道 場 自 る 0 第 路 動 施 号 7 法 車 設 に 条 旅 駐 及 揭 第 行	建築物	AIに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの				その他のもの		AIに0.015を乗じて得た額	

石巻市道路占用料条例 新旧対照表  
[令和8年4月1日改正]

改 正			現 行				
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
る条道 応第路 急 1 法 仮 1 施 設号行 建に令 築掲第 物 げ 7	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	る条道 応第路 急 1 法 仮 1 施 設号行 建に令 築掲第 物 げ 7	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.026を乗じて得た額	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.025を乗じて得た額
る条道 施第路 設 1 法 3 施 号行 に 令 設第 け 7	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	る条道 施第路 設 1 法 3 施 号行 に 令 設第 け 7	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
道路法施行令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.031を乗じて得た額	(新設)			